



福岡県医師会 第 1093 号（地）
令和 2 年 7 月 10 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について」の一部訂正について

今般、令和 2 年 6 月 12 日付け福岡県医発第 805 号（地）にてご連絡しておりました令和 2 年 5 月 29 日付け保医発 0529 第 1 号「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」の通知内容の一部訂正について、日本医師会を通じて厚生労働省保険局医療課より事務連絡がありましたのでお知らせ致します。

つきましては、今般発出された通知による改正内容について、貴会会員への周方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

(保140)
令和 2 年 7 月 8 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について」の一部訂正について

下記の通知について、厚生労働省保険局医療課より一部訂正の事務連絡がありましたので、お知らせ致します。

今回の訂正は、令和 2 年 5 月 29 日付け保医発 0529 第 1 号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」の内容の訂正になります。

つきましては、今回の訂正内容に関して、貴会会員に周知下さるようお願い申し上げます。

(添付資料)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」の一部訂正について（令 2. 6. 30 厚生労働省保険局医療課）

事務連絡
令和2年6月30日

地方厚生（支）局医療課 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）	}	御中
---	---	----

厚生労働省保険局医療課

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について」の一部訂正について

令和2年5月29日付け保医発0529第1号における「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」につきまして、別添のとおり一部訂正がありましたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等へ周知願います。

記

- ・ 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（令和2年5月29日付保医発0529第1号）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について（令和２年５月２９日保医発０５２９第１号）

２ 別添１の第２章第３部第１節Ｄ００４－２に次を加える。

~~＝(18)＝~~ (15) 肺癌患者の血漿を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングによりME T e x 14遺伝子検査を行った場合は、本区分の「１」の「ロ」複雑なものの所定点数を準用して患者１人につき１回に限り算定する。

ア 本検査の実施は、医学的な理由により、肺癌の組織を検体として、「１」の「ロ」処理が複雑なもののうち、(４)のアに規定する肺癌におけるME T e x 14遺伝子検査を行うことが困難な場合に算定できる。

イ 本検査の実施にあたっては、肺癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書に記載すること。

ウ 本検査と、肺癌の組織を検体とした「１」の「ロ」処理が複雑なもののうち、(４)のアに規定する肺癌におけるME T e x 14遺伝子検査を同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。

エ 本検査と、肺癌の組織を検体としてME T e x 14遺伝子検査以外の検査を併せて行った場合には、「注２」の規定を適用し、本検査を含めた検査の項目数に応じた点数により算定する。